

介護老人保健施設 さくらハウスぜぜ(多床室型) 重要事項説明書

〈令和 年 月 日現在〉

1. 施設の概要

(1) 施設の名称

名 称	介護老人保健施設 さくらハウスぜぜ(多床室型)
開 設 年 月 日	平成18年4月18日
所 在 地	大分県大分市牧1丁目25番1号
電 話 番 号	097-503-1882
管 理 者 名	医師 重光 祐司
介 護 保 険 指 定 番 号	介護老人保健施設 (4450100013)

(2) 介護老人保健施設の目的

当施設は、要介護状態と認定されたご利用者(以下、「利用者」といいます。)に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する。また、利用者の居宅における生活への復帰を目指したサービスを提供することを目的とします。

(3) 介護老人保健施設さくらハウスぜぜの運営方針

当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の支援を行い、居宅における生活への復帰を目指します。

- 1 利用者様第一主義に徹して、介護、医療をとおして地域社会に貢献します。
- 2 高齢者の介護、看護の専門性を追求して、新しい形の、より家庭に近い快適な生活が出来るように援助します。
- 3 地域の皆様と協力して、高齢者のリハビリ、家庭復帰、在宅生活支援に努力します。
- 4 安心、安全を意識し、常に知識、技術の向上に努めます。

(4) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業 務 内 容
医 師（管 理 者）	1	1	入所者に対しての医学的管理(兼任)
薬 剤 師		1	入所者に対しての薬剤管理
看 護 職 員	4		入所者の保健衛生並びに看護業務(師長のみ兼任)
介 護 職 員	7		入所者の日常生活並びに介護業務
支 援 相 談 員	1		サービス利用に関する相談援助業務(兼任)
理 学 療 法 士	3		日常生活の基本動作の機能訓練(兼任)
作 業 療 法 士	1		日常生活を営む上で必要な機能訓練(兼任)
管 理 栄 養 士	1		栄養管理業務、食事の献立・栄養計算等(兼任)
介護支援専門員	3		介護保険関連の手続き及び支援相談(兼任)
事 務 職 員	2	1	必要な事務を行う(兼任)
厨 房 職 員			給食業務委託

(5) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
医 師（管 理 者）	勤務時間帯(8:30～17:30)
薬 剤 師	非常勤で勤務
看 護 職 員 介 護 職 員	早出(6:30～15:30) 早日(7:00～16:00) 日勤(8:30～17:30) 遅日(10:00～19:00) 遅出(11:00～20:00) 夜勤(17:00～ 9:00)
支 援 相 談 員	勤務時間帯(8:30～17:30)
理 学 療 法 士	勤務時間帯(8:30～17:30)
作 業 療 法 士	勤務時間帯(8:30～17:30)

(6) 利用定員

入 所 定 員 等 (居 室 数)	定員:20名 5室(1室4名)
----------------------	--------------------

2. サービス内容

施設サービス計画 の 作 成	在宅復帰を目的としたケアの実践及び入所期間中の生活について計画を作成します
食 事	朝食8:00 昼食12:00 夕食18:00
入 浴	週に2回入浴日があります。 一般浴・特殊浴の2種類の浴槽があります。
医学的管理・看護	週1回の回診や定期的な血圧・体温等の確認による健康チェック ※病院とは異なり積極的な治療は行っておりません 専門的な治療が必要とされた場合は、病院等へ入院となります
介 護	日常の生活動作のお手伝い等を行います
機 能 訓 練	在宅復帰を目的とした必要な機能訓練を行います
相 談 援 助	施設利用に関する相談・利用中の相談・在宅復帰に向けての調整を行います

3. 利用料金について

介護保険制度では、要介護度・段階によって利用料が異なります。以下は自己負担分です。

①介護保険における負担額及び加算額(円)

多床室利用の方(日額)													
施設サービス費				+	居住費		減免(負担限度額)		+	食費		減免(負担限度額)	
	1割	2割	3割		437		第1段階			1,545		第1段階	
介護度1	871	1,742	2,613				第2段階	0				第2段階	300
介護度2	947	1,894	2,841				第3段階①	430				第3段階①	390
介護度3	1,014	2,028	3,042				第3段階②	430				第3段階②	680
介護度4	1,072	2,144	3,216										1,420
介護度5	1,125	2,250	3,375										

②介護保険におけるその他の加算

内 容		適 用	単位			
			1割	2割	3割	
夜勤職員配置加算		○ 1日につき	24	48	72	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		○ 在宅強化型のみ1日につき	51	102	153	
初期加算(Ⅰ)		該 当 の 方	1日につき(入所日から30日限度)急性期医療	60	120	180
初期加算(Ⅱ)			1日につき(入所日から30日限度)	30	60	90
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)			1日につき(入所日から3ヶ月以内)	258	516	774
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)			1日につき(入所日から3ヶ月以内)	200	400	600
認知短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)			1日につき(入所日から3ヶ月以内)	240	480	720
認知短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)			1日につき(入所日から3ヶ月以内)	120	240	360
再入所時栄養連携加算			入所者1人につき1回限度、(特別食)	200	400	600
療養食加算			1回につき(1日に3回限度)	6	12	18
口腔衛生管理加算(Ⅰ)			1月につき	90	180	270
口腔衛生管理加算(Ⅱ)			1月につき	110	220	330
外泊時費用			1月に6日を限度とし1日につき	362	724	1,086
緊急時治療管理			1日につき(月1回、連続3日まで)	518	1,036	1,554
所定疾患施設療養費(Ⅰ)			肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪月1回7日を限度	239	478	717
所定疾患施設療養費(Ⅱ)			肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪、月1回10日を限度	480	960	1,440
ターミナルケア加算			死亡日以前45日前～31日前、1日につき	72	144	216
			死亡日30日前～4日前、1日につき	160	320	480
			死亡日前日及び前々日、1日につき	910	1,820	2,730
			死亡日	1,900	3,800	5,700
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)			1回に限り	450	900	1,350
退所時等 支援等加 算	入退所前連携加算(Ⅰ)		1回に限り	600	1,200	1,800
	入退所前連携加算(Ⅱ)		1回に限り	400	800	1,200
	訪問看護指示加算		1回に限り	300	600	900
	退所時情報提供加算(Ⅰ)		1回に限り(居宅へ退所)	500	1,000	1,500
	退所時情報提供加算(Ⅱ)		1回に限り(医療機関へ退所)	250	500	750
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ			入所者1人につき1回限度	140	280	420
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ			入所者1人につき1回限度	70	140	210
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)			入所者1人につき1回限度	240	480	720
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)			入所者1人につき1回限度	100	200	300
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)			1日につき	22	44	66
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			1日につき	18	36	54
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		1日につき	6	12	18	
栄養マネジメント強化加算		1日につき	11	22	33	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		1月につき	40	80	120	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		1月につき	60	120	180	
協力医療機関連携加算		1月につき	50	100	150	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		1月につき	10	20	30	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		1月につき	5	10	15	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)		1月につき	3	6	9	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		1月につき	13	26	39	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		1月につき	10	20	30	
安全対策体制加算		入所初日のみ	20	40	60	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		○	1月につき算定単位の9.7%を加算			

③その他の費用の額

日 用 生 活 品 費	シャンプー、リンス、ボディソープ、ティッシュペーパー、おしぼり ハンドソープ、消臭剤、コーヒー等嗜好品他	100円/日
教 養 ・ 娯 楽 費	新聞、雑誌、書籍、手芸・工芸材料費、料理・茶話会材料費、 行事等の諸費用他	100円/日
ターミナルケアを 希 望 さ れ た 方	死後処置代	5,000円
	死亡診断書	5,000円
	ガーゼ寝間着(持ち込み可能です)	3,060円
診 断 書 ・ 証 明 書 等	発行を希望される方はご相談ください	有料

④その他(希望者のみ)実費でいただくもの

理 容 ・ 美 容 代	カット、顔そり実費
電 気 代	1日に付き1品55円(テレビ、ラジカセ、電気毛布、電気あんか他)
ク リ ー ニ ン グ 代 委託業者 ワタキューセイモア(株)	私物衣類の水洗洗濯を、委託業者へ依頼される場合は実費 ドライクリーニングは別途実費がかかります。

4. 利用料金の支払いについて

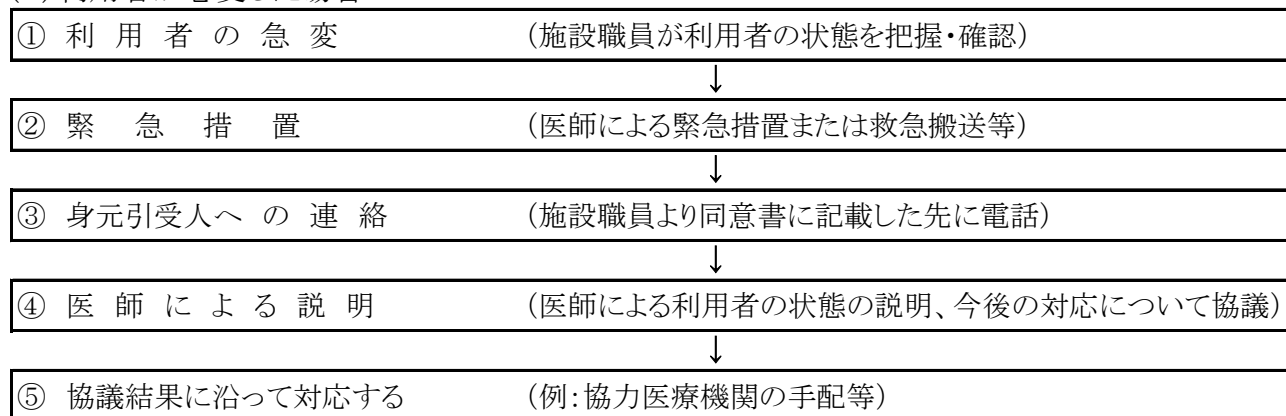
請 求 書 及 び 明 細 書	毎月10日以降に事務室よりお渡しします。	
支 払 期 限	請求後7日以内をお願いします。	
お 支 払 方 法	現 金	さくらハウスぜひ窓口で受付けております。
	口座振替	毎月20日に預金口座から引き落としになります。
領 収 書	料金を受領後、領収書を発行します。口座振替は毎月28日入金確認後、領収書を発行します。(再発行は原則いたしません)	

5. 設備の概要

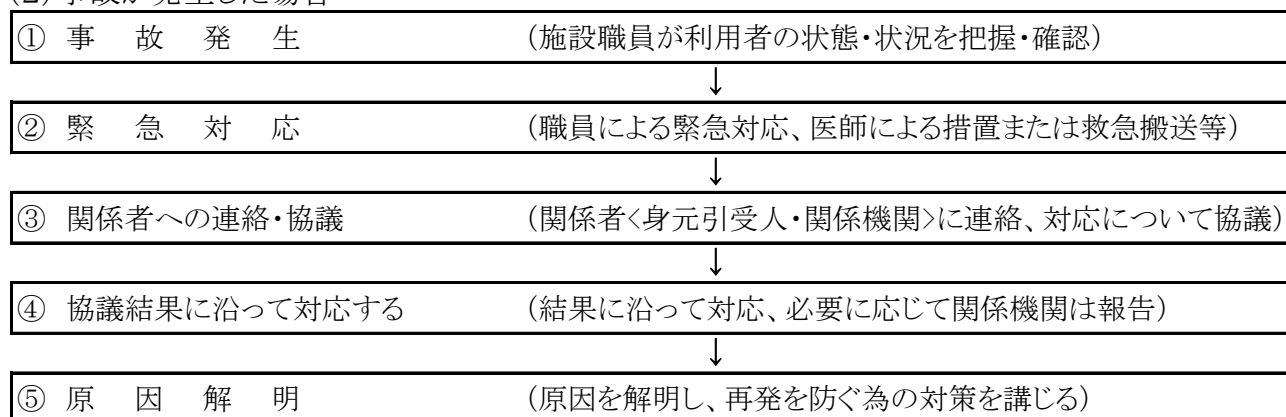
- | | |
|------------|---|
| (1)建物構造・面積 | ・鉄筋コンクリート4階建て、2,879.04㎡ |
| (2)居室の数 | ・5室(1室4人) |
| (3)浴室の数 | ・2箇所(一般浴・特殊浴) |
| (4)生活スタイル | ・食堂兼共同生活室を中心にして回りに居室を配置した居住環境で
ゆったりした生活を送っていただけます。 |
| (5)防災設備 | ・消火器、屋内消火栓、非常通報装置、スプリンクラー、煙探知機 |

6. 緊急時の対応

(1) 利用者が急変した場合



(2) 事故が発生した場合



7. 協力医療機関など

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所より協力を得ています。

協力医療機関	住 所	連 絡 先
膳所病院	大分市金池町1丁目9番38号	097-534-0035
ひかりの森クリニック	大分市萩原4丁目9番1号	097-574-7630
大分みぞぐち眼科	大分市中央町2丁目3番19号	097-513-5930

8. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事 務 所 又 は 施 設 名	介護老人保健施設 さくらハウスぜぜ
サ ー ビ ス 種 類	介護老人保健施設

措 置 の 概 要

1. 利用者からの相談又は苦情などに対応する常設窓口（連絡先）、担当者の設置

*窓口担当設置

受 付 : 1階事務室
受 付 時 間 : 9:00～17:00
担 当 : 事務長 工藤 和明
電 話 : 097-503-1882

2. 公的機関における苦情申し出先

1) 大分市長寿福祉課

所在地 大分市荷揚町2-31
電話 (097) 537-5679

2) 大分県国民健康保険団体連合会

所在地 大分市大手町2-3-12
電話 (097) 534-8470

3. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- 1) 苦情処理については苦情処理マニュアルにて対応する
- 2) 苦情受付に対応する為、窓口担当者を置く。
- 3) 苦情処理、解決を図る為に苦情処理委員会を設置し対応する。

9. 施設利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
面 会 ・ 訪 問	・施設を訪問の際は、必ず事務室にて受付してください。事務室が閉まっている場合は、各階のカウンターで受付用紙にご記入ください。 ・面会時間 9:00～19:00（時間厳守願います）
消 灯 時 間	・消灯時間 21:00
外 出 ・ 外 泊	・外出・外泊の際は、許可願いを出してください。 ・外泊時に施設外で受診の必要が生じた場合は、必ず事前に当施設にご連絡下さい。
飲 酒 ・ 喫 煙	・固く禁止させていただきます。
所持品・備品の持ち込み	・職員に事前にご相談下さい。
金 銭 ・ 所持品の管理	・ご自分で行っていただきますが、高額の商品の持込はご遠慮願います。紛失の責任は負いかねます。
宗教・政治活動等	・利用者の営利行為、宗教の勧誘、政治活動等は禁止します。 ・他利用者への迷惑行為は禁止します。
ペ ッ ト	・ペットの持ち込みはお断りいたします。
食べ物の持込・差し入れ	・衛生管理上の規制および嚥下障害や食事制限を行っている場合がありますのでお持込みになる前に、必ず職員にご相談下さい。
※ 面 会 規 制	・利用者の安全確保の観点から、以下の面会規制を行う場合があります。「手洗い・マスクの着用」、「発熱、咳、下痢などの風邪症状のある方の面会禁止」、「小学生以下の面会禁止」、「全面面会禁止」等

10. 非常災害対策

- 1) 防災設備 消火器、屋内消火栓、非常通報装置、スプリンクラー、煙探知機、防火扉
- 2) 防災訓練 年2回

11. 他科受診について

介護老人保健施設には常勤医がいること、病状安定期の要介護者をお預かりする施設といみだりに医療機関へ受診することは認められていません。

従いまして外泊・外出時等の際に、施設以外の医療機関で、受診を受ける、薬をもらう、検査・処置を受ける等は原則としてできませんのでご了承下さい。

やむを得ず受診しなければならない場合は、受診前に施設へ必ずご連絡ください。

また、高度な医療処置、手術などが必要な場合、治療に高額な薬剤の使用が考えられる場合状態が急変悪化し、医療機関の受診が必要と認められる場合は、健康保険が使用できない為に支障がある場合がありますので、受診時には退所となりますのでご了解ください。

12. 施設内での撮影・録音等の禁止

当施設では、ご利用者様、および職員のプライバシー・個人情報保護の為、施設内での写真撮影、録音等を禁止しています。

撮影、録音等が必要な際は、事前に職員までお申し出ください。

13. 利用者の個人情報の取り扱いにおいて

当施設及びその職員は、業務上知り得た利用者及びその家族等に関する個人情報を適切に取り扱うこととし、正当な理由なく第三者に洩らしません。

ただし、サービスを提供するにあたり、個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、必要な情報を市町村、介護サービス事業者、その他関係機関と共有します。

個人情報の利用目的

当施設では、お預かりしている利用者及びその家族等に関する個人情報の取扱いについては細心の注意を払い、その利用目的を以下のとおり定めます。

1. 介護サービスの提供に必要な利用目的

- ・介護サービスの提供に係る施設内に於ける利用
- ・居宅介護サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連携及び照会への回答
- ・病院、診療所等の医療機関との連携及び照会への回答
- ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託、その他の業務委託
- ・身元引受人への心身の状況説明

2. 当施設の管理運営に必要な利用目的

- ・介護保険事務の委託を受けた業務
- ・入退所等の管理
- ・会計・経理
- ・ヒヤリハット、事故等の報告書
- ・第3者機関へのサービスの質の向上、安全確保、事故対応、未然防止等のための報告
- ・施設内で実施される看護、介護実習への協力
- ・施設内各種研修会
- ・施設内症例検討会、研究会
- ・外部監査機関への情報提供
- ・医療賠償保険等に係る保険会社等への相談、届出

3. 介護サービス費の請求業務に関する利用

- ・審査支払機関または保険者へのレセプトの提出
- ・審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・その他請求事務に必要な場合

介護老人保健施設さくらハウスぜぜは、施設サービスの提供にあたり、「重要事項説明書」、及び別紙「個人情報の利用目的」の説明を致しました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	大分市牧1丁目25番1号	
	事業者名	医療法人 慈善会	
	施 設 名	介護老人保健施設さくらハウスぜぜ	
	代表者名	理事長 膳所 憲二	印
説明者	職 名	氏 名	印

同 意 書

私は、施設サービスの利用にあたり「重要事項説明書」、及び別紙「個人情報の利用目的」の説明を受けました。これらを十分理解した上で同意いたします。

令和 年 月 日

利用者	住 所		
	氏 名		印
	電話番号		
身元引受人(1)	住 所		
	氏 名		印
	電話番号		
身元引受人(2)	住 所		
	氏 名		印
	電話番号		